

内閣参質一〇〇第一六号

昭和五十八年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦 男 殿

参議院議員小笠原貞子君提出小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

四、自衛隊用地の確保等に関する法律（昭和二十三年法律第七十号）の施行に際して、支那戦事終了
 後、参議院議員小笠原貞子君提出小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に関する質問に対し、同
 議員の答弁書（昭和二十三年九月二十七日）の答に、同委員の質問に答へる旨の答弁書が提出さ
 れたことについて、

一、伝統的建造物群保存地区の決定は、制度上市町村が行うこととなっており、地元小樽市の動
 向を見守つていくこととしたい。

二及び三について

都市計画道路臨港線の整備に関しては、北海道が建設大臣の認可を受けて都市計画事業とし
 て実施しているものであり、事業は適切に行われているものと考えている。

なお、北海道知事から都市計画の変更の認可の申請が建設大臣にされた場合には、その時点
 での判断することとしたい。

四について

公共事業は、事業の公共性、緊急性、事業効果等を勘案して実施されるものである。本件事業の実施については、国は、事業主体である北海道に対して連絡、指導を行っている。

また、御指摘の広報は、小樽市が本件事業が円滑に進められるよう発行したものと考える。

五について

小樽港における港湾の再開発については、現在のところ検討はされているが、具体化するに至っていないと聞いている。

六及び七について

都市計画道路臨港線の稲北交差点から運河までの区間五百六十メートルのうち同交差点側二百メートルについては、概成している。残りの三百五十メートルについても、運河に係る区間と併せて昭和五十七年度に事業に着手し、事業を推進しているところであり、支障物件四十

七棟のうち二棟の補償を完了していると聞いている。

長橋バイパスについては、昭和五十七年度に事業に着手し、用地買収は現在約五パーセントの進捗をみており、今後とも事業を推進していくこととしている。